

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社加藤組	代表者氏名	加藤 喜大
主たる営業所の所在地	富士市比奈 1316		
許可番号	静岡県知事許可 (般-23) 第 000708 号	許可を受けている 建設業の種類	土木、建築、大工、と び・土工、石、ほ装、し ゅんせつ、水道施設

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 27 年 3 月 31 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項本文 (第 3 号該当)		

処分の内容

建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示

- 1 事故及び違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - (1) 今回の事故、違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - (2) 営業所内及び施工現場における安全管理体制の整備・強化を図ること。
 - (3) 労働安全衛生法その他の建設工事の安全確保に関する関係法令を遵守すること。
 - (4) 職員に対する建設工事の安全施工に関する教育・指導の計画を作成し、継続的に行うこと。
- 2 前項各号について講じた措置 (前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。) を速やかに文書により報告すること。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

株式会社加藤組は、請け負った食品工場における施設の清掃に関し、現場監督を務める従業員が、派遣労働者に当該施設内の作業を行わせるに際し、食品粉体に埋没するおそれのある場所等に係る危険を防止するための必要な措置を講じなかったとして、富士簡易裁判所から労働安全衛生法違反によって罰金の略式命令を受け、平成 27 年 1 月 23 日にその刑が確定している。

このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。

その他参考となる事項